



しながわの区税だより

平成30年8月1日 品川区税務課 発行 代表電話(3777)1111 広町2-1-36

住民税第2期納期限は8月31日です！

不審な電話にご注意ください！



前年が無収入でも、住民税の申告が必要な場合があります

今年の住民税は前年の収入（所得）に基づいて決まります。

住民税は所得税と違い、収入（所得）が無かったとしても、申告が必要な場合があります。（品川区内にお住まいの方の扶養親族になっている方を除く）

住民税の申告をしていないと、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料や保育料の算定、各種の児童関連手当や就学援助などにも影響が出ます。また、課税・非課税・納税証明書が必要になったときに発行できません。

* 住民税の課税や申告、税証明に関すること * 納税に関すること * 軽自動車税に関すること * たばこ税に関すること

お問い合わせ

TEL : (3777) 1111 (代)

FAX : (5742) 7108 (課税担当) / (3777) 1292 (納税担当)

受付時間

月曜～金曜 午前8時半から午後5時まで 火曜日は午後7時まで
日曜 開庁 午前8時半から午後5時まで（祝日と年末年始はお休みです）

回観

住民税の納付方法には次の3つの方法があります

普通徴収…個人納付。納期は年4回(6・8・10・翌年1月)

特別徴収…給与天引き。納期は6月～翌年5月の年12回

年金特別徴収…年金天引き。納期は年6回(4・6・8・10・12・翌年2月)

「併用徴収」って？

上記の特別徴収と普通徴収を組み合わせた納付方法を「併用徴収」と呼んでいます。

具体的には、給与や年金に係る所得とその他の所得がある方が、年税額全体のうち、

給与や年金に係る税額はそれからの天引きとし、残りの差額は個人納付とする方法です。

※給与所得以外の所得がマイナスになる等、併用徴収ができない場合があります。

詳しいことは、課税担当までおたずねください。



個人住民税PRキャラクター
ぜいきりん

「東京都および都内全62区市町村は
特別徴収を推進しています」

詳しくは

東京都 特別徴収

検索



特別徴収推進ステーション <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/tokubetsu/index.html>

～医療費控除が選べるようになりました～

★医療費控除とは★

本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。

①通常の医療費控除

★対象になる医療費控除★

医療保険の自己負担分・通院に必要な交通費・治療のために購入した薬代 など

★計算方法★

医療費控除額=支払医療費-(補てん額+10万円)

※補てん額→保険から給付される金額等のこと

※総所得金額等が200万円未満の方は10万円ではなく、その金額の5%

②セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

★対象になる医療費控除の特例控除★

健康診査等、健康の維持増進・予防のための取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入費用

★計算方法★

医療費控除の特例控除額=購入費-(補てん額+12,000円)

※控除限度額→88,000円

※通常の医療費控除とセルフメディケーション税制の両方を受けることは出来ません。

①か②を選べるんだね！

★医療費控除を受けるには★

明細書(平成32年度分までは領収書でも可)を添付の上、税務署に確定申告をしてください。

確定申告が不要の方は品川区へ、特別区民税・都民税の申告をしてください。

ただし、特別区民税・都民税が非課税の方は減額の効果はありませんので申告の必要ありません。

※詳しくは税務課課税担当までお問い合わせください。

詳しくは国税庁ホームページにてご確認ください。

国税庁

検索



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120.htm>

